

加入者資格等検認・被扶養者再審査結果報告書

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 殿

記

¹	21169
学 校 記 号 番 号	学 校 等 名 称
¹¹	

A. 検認対象加入者数⁴⁸

B. 検認・被扶養者再審査対象被扶養者数⁵³

合計（A＋B）⁵⁸

人⁶³

人（

現在）

現在）

人

被扶養者再審査回答書の枚数⁷⁰

枚（別便で送付する予定の被扶養者再審査回答書の枚数⁷⁵

枚）

上記の検認・被扶養者再審査該当者数のうち検認・被扶養者再審査を行った結果について各人数等を記入してください。

1. 正しく登録されている加入者⁸⁰

人

2. 正しく登録されている被扶養者⁸⁵

人

3. 登録内容の訂正が必要な加入者（注1）⁹⁰

人

4. 登録内容の訂正が必要な被扶養者（注1）⁹⁵

人

5. 加入者資格等検認・被扶養者再審査該当者一覧には記載されているが既に資格喪失している（手続き中の者も含む）（注2）

加入者¹⁰⁰

人

既に資格喪失している加入者の被扶養者¹⁰⁵

人

6. 被扶養者要件を欠いており取消に該当した被扶養者（手続き中の者も含む）（注3）¹¹⁰

人

1～6の加入者・被扶養者の合計人数¹¹⁵

人

（検認・被扶養者再審査対象数 A, Bの合計数と一致することになります。ご確認ください。）

検認・被扶養者再審査結果を上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

学校法人等名

代 表 者 名

（代表者名も必ず記入してください）

加入者資格等検認・被扶養者再審査結果報告書 作成要領

1. 加入者資格等検認・被扶養者再審査該当者一覧に記載のある加入者資格等について確認してください。

2. 被扶養者のうち、 年4月1日以前に出生した被扶養者で被扶養者認定年月日（継続資格取得又は所属学校変更した加入者の被扶養者については最初に被扶養者として認定された日）が、 年12月31日以前の者及び同居が条件の被扶養者については、加入者から被扶養者の要件に関する回答書の提出があることが継続認定の条件となります。
つきましては、上記の被扶養者については必ず回答書を回収し、回収した回答書の枚数を加入者資格等検認・被扶養者再審査結果報告書に記入し、加入者資格等検認・被扶養者再審査結果報告書と併せてご提出ください。
なお、この回答書に扶養の事実を証明する書類は要りませんが、私学事業団が必要と認めたときは扶養の事実を証明する書類の提出をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

3. （注）について
（注1）訂正該当者については、訂正する内容に対応した届書をご提出ください。
・資格取得日の訂正 → 「加入者資格取得日・喪失日等訂正届書」
※該当者一覧に記載されている資格取得年月日は、現在の加入者番号を取得した年月日が記載されています。
※遡っての訂正については、資格第一係までご照会ください。

・加入者氏名・生年月日・性別の訂正 → 「加入者異動報告書」
・被扶養者氏名・生年月日・性別・続柄の訂正 → 「被扶養者異動報告書」

（注2）資格喪失該当者について「資格喪失報告書」を未提出の場合は、別途「資格喪失報告書」を速やかに提出してください。

（注3）被扶養者取消該当者について「被扶養者取消申請書」を未提出の場合は、別途「被扶養者取消申請書」を速やかに提出してください。

被扶養者の要件を欠くことになる事由

- 60歳未満の場合
 - 恒常的收入が年額130万円（月額108,334円）以上ある。
 - 障害を事由とする年金を受給しており、その他の恒常的收入とあわせて年額180万円（月額15万円）以上ある。
- 60歳以上の場合
 - 年金を受給していないが、その他の恒常的收入が年額180万円（月額15万円）以上ある。
 - 年金を受給しており、その他の恒常的收入とあわせて年額180万円（月額15万円）以上ある。
- 同居を認定条件とする者が別居したとき
- 就職して社会保険の適用がある場合や、結婚・離婚・離縁・死亡等の事由に該当したとき
- 加入者より優先して扶養すべき人が被用者保険の適用を受けたときや、収入が加入者を上回ったとき
- 日本国内に住所を有さなくなったとき（国内居住要件の例外に該当する場合を除きます）

提出の前にご確認ください

【必ず提出する書類】

☐加入者資格等検認・被扶養者再審査結果報告書（左側の書類） ☐被扶養者再審査回答書

【該当者がいる場合に提出する書類】

☐（注1）～（注3）に該当する者に対応した届書（上記「3. （注）について」参照

【提出不要な書類】

☐加入者資格等検認表（加入者用）